

# 国民年金からのお知らせ

## 18年度の「学生納付特例制度」の

### 受付がはじまります

日本に住むすべての人は、

20歳になったら国民年金に加入し、保険料を納めることが義務付けられています。これは学生も例外ではありません。

保険料を納めないでいると、在学中に事故や病気で障害が残っても障害基礎年金を受給することができません。また、将来受け取る老齢基礎年金も減額されてしまいます。

しかし、学生の多くは収入がないため、本人が保険料を納めることは困難です。このため、学生には、申請により在学期間中の保険料を後払いできる「学生納付特例制度」があります。

特例期間は、将来受け取る年金額には反映されませんが、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されます。また、障害基礎年金・遺族基礎年金の納付要件にも算入されます。学生納付特例は、毎年度申



請が必要です。

申請が遅れても、申請年度の4月までさかのぼって認められますが、申請日前に生じた事故や病気による障害・死亡については、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れない場合があるので、早めの手続きをお勧めします。

申請場所

市民課（市役所および総合支所）

持参するもの

年金手帳

新学年の学生証（コピー

可）または在学証明書

印鑑

## 郵送での届出(申請)も受け付けます

### 次の届出(申請)について、

市民課（市役所および総合支所）では、郵送でも受付をしております。

- ・国民年金第1号被保険者への種別変更の届出書
- ・国民年金保険料学生納付特例申請書

例申請書

- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書

ただし、記入漏れなどで受付ができない場合には、届出（申請）書を返送する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、添付書類等が必要な場合もありますので、事前に市民課までお問い合わせください。

## 国民年金保険料が変わります

平成18年4月分から、国民年金保険料が、月額13、580円から月額13、860円に変わります。

保険料は、口座振替で納めていただく、いろいろな割引方法をご利用になれます。便利でお得な口座振替をぜひご利用ください。

## 平成18年4月からの年金制度改正について

障害基礎年金と老齢厚生年金・遺族厚生年金が併給できず

障害基礎年金等の保険料納付要件の特例措置期限が延長されます

これまでは、障害基礎年金を受給していると、働いて厚生年金の保険料を納めた場合でも、将来、老齢年金が障害年金かを選択しなければなりません。今回の改正により、障害基礎年金と老齢厚生年金または遺族厚生年金を併せて受給（併給）できるようになりました。

障害基礎年金や遺族基礎年金を受給するには、原則として、初診日（または死亡日）の前日において、初診日（または死亡日）の前々月までに、加入すべき期間の3分の2以上の保険料納付済期間（保険料免除期間等も含む）があることが必要です。

対象となる人は、障害基礎年金の受給権者のうち、65歳以上の人です。受給するためには手続きが必要となります。詳しくは社会保険事務所までお問い合わせください。

このほか、特例として、平成18年4月1日までの期間であれば、初診日（または死亡日）の前日において、初診日（または死亡日）の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ、納付要件を満たすとみなす措置が設けられています。



改正により、この特例措置の期限が延長され、平成28年4月1日までとなりました。

\*年金についてのご相談・お問い合わせは左記へ

市民課国民年金係（市役所）

☎11114

市民課年金保険係（総合支所）

☎13331

熊谷社会保険事務所

☎048 522 5211

～犬の飼い主のみなさんへ～

# 犬と快適に暮らすために



日ざしも暖かくなり、愛犬を連れての散歩が楽しくなる季節がやってきました。犬は、私たちの心を癒してくれる大切なパートナーです。しかし、「近所の犬がほえてうるさい」、「ふんで公園が汚れている」、「放し飼いの犬がいて困っている」など、飼い犬に関する苦情も多数寄せられています。一部の心ない飼い主による無責任な行動が、ご近所や周囲の人に迷惑をかけ、犬嫌いの人たちを増やす原因となっています。これは、マナーを守っている他の飼い主のみなさんにとってもたいへん迷惑なこと。犬と快適に暮らすためには、ルールを守り、マナーを心得て飼うことが重要です。あなたの愛犬が多くの人に愛されながら人間社会のなかで共存できるようにするためにも、次のことに気をつけて、最後まで愛情と責任をもって飼いましょう。

健康推進課（本庄市保健センター） ☎2003  
（児玉保健センター） ☎5540



犬のふんでお困りの人には看板を配布しています。

## 犬の登録と

### 狂犬病予防注射

犬を飼う場合は、生涯に1回の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射の接種が法律で義務づけられています。

新しく飼い始めた犬が登録されていない場合は、飼い始めた日（生後90日以内の犬の場合は90日を経過した日）から30日以内に登録しなければなりません。

登録は、健康推進課（各保健センター）で受け付けます。また、狂犬病予防注射の集合接種会場（下表参照）でも受け付けますので、ご利用ください。

鑑札と予防注射済票は、必ず犬の首輪につけましょう。万一、迷子になっても、鑑札や注射済票があれば飼い主を探し出すことができます。

こんなときは  
届け出を！

- 次のような場合、健康推進課（各保健センター）への届け出が必要です。
- 犬の飼い主が変わったとき
- 犬の所在地が変わったとき
- 飼い主の住所が変わったとき
- 犬が死亡したとき

## 気をつけましょう！あんなこと、こんなこと

その鳴き声、近所迷惑に悩んでいますか？

かわいい愛犬の鳴き声も、飼い主以外の人には気になるものです。留守中や来客時などにほえ続けてはいませんか。犬のむだばえには必ず理由があります。それを理解し、対策を考えましょう。

ふんの始末は飼い主の責任です！

本来、犬の散歩は運動のためのもので、排せつが目的ではありません。愛犬の散歩には、ふんを片付ける道具

を持参しましょう。道路や公園でふんをしたら必ず持ち帰り、電柱や塀にはおしっこをさせないのが最低限のマナーです。排せつは家で済ませてから、を習慣づけましょう。

### 放し飼いは絶対にダメ！

散歩中はもちろん、公園などの広い場所でも、必ず引き綱をつけてください。引き綱は長く伸ばさず、犬をコントロールできる長さで歩きましょう。放した犬は、他の人に危害を加える可能性もあります。「ウチの犬は大丈夫！」と考えるのはやめましょう。

## 狂犬病予防注射を受けましょう！

日程	会場および時間	
	AM10:00～11:30	PM 1:10～2:30
4月7日	西公民館	若泉第2公園
4月10日	本庄市保健センター	本庄市中央公民館
4月11日	北泉公民館	南公民館
4月12日	日の出公園	藤田公民館
4月13日	旭公民館	仁手公民館
	上仁手公会堂 AM11:10～11:20	
4月14日	本庄市民プラザ	本庄保健所
4月18日	共和公民館	児玉公民館
4月19日	太駄公会堂 AM10:15～10:45	風洞農民センター
	本泉公会堂 AM11:00～11:30	
4月20日	児玉文化会館	児玉総合支所

### 《料金》

予防注射料 2,750円 }  
注射済票交付手数料 550円 } 3,300円（1頭分）  
新たに犬の登録をする場合、注射料金とは別に登録料3,000円（1頭分）がかかります。